

飯塚市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市教育委員会

教育長 桑原 昭 佳

飯塚市教育委員会規則第7号

飯塚市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 会館(第2条—第15条)</p> <p>第3章 広場(第16条—第21条)</p> <p>第4章 <u>駐車場(第22条—第32条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第33条)</u></p> <p>(利用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により会館の利用の許可を受けようとする者(次条第1項において「申請者」という。)は、文化会館利用許可申請書(以下この条、次条第1項及び第16条第1項において「申請書」という。)を<u>教育委員会(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下第4項、第3条から第5条、第8条、第10条、第16条、第29条及び第30条において同じ。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会館の申請者の順位は、申請の順位とする。ただし、会館の同一施設又は附属設備を同日の同時間に利用したい旨、複数の利用の申請が同時になされたときは、<u>教育委員会</u>は、協議又は抽選に</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 会館(第2条—第15条)</p> <p>第3章 広場(第16条—第21条)</p> <p>第4章 <u>雑則(第22条)</u></p> <p>(利用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定により会館の利用の許可を受けようとする者(次条第1項において「申請者」という。)は、文化会館利用許可申請書(以下この条、次条第1項及び第16条第1項において「申請書」という。)を<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会館の申請者の順位は、申請の順位とする。ただし、会館の同一施設又は附属設備を同日の同時間に利用したい旨、複数の利用の申請が同時になされたときは、<u>指定管理者</u>は、協議又は抽選に</p>

より申請の順位を決定する。

(利用の許可)

第3条 教育委員会は、申請書を受理し、適当と認めるときは、申請の順位に従って利用を許可し、文化会館(会館)利用許可書(次条において「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 会館の利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)は、誓約書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(申請の取消し等)

第4条 利用者が利用許可の申請を取り消し、又は申請した事項を変更しようとするときは、事前に利用許可取消(変更)申請書に許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、条例第12条第1項の規定により利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更するときは、利用許可取消(停止・変更)通知書により通知する。

(利用期間の制限)

第8条 会館の利用は、引き続き6日を超えては許可しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

より申請の順位を決定する。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、申請書を受理し、適当と認めるときは、申請の順位に従って利用を許可し、文化会館(会館)利用許可書(次条において「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 会館の利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)は、誓約書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(申請の取消し等)

第4条 利用者が利用許可の申請を取り消し、又は申請した事項を変更しようとするときは、事前に利用許可取消(変更)申請書に許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更するときは、利用許可取消(停止・変更)通知書により通知する。

(利用期間の制限)

第8条 会館の利用は、引き続き6日を超えては許可しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用時間の超過)

第10条 教育委員会は、特別な事由があると認めるときは、利用時間の超過を許可することができる。

2 超過時間の使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、利用料金。以下この項から第19条までにおいて同じ。)は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

(附属設備及び冷暖房設備の使用料)

第11条 附属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

2 冷暖房設備の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第12条 条例第14条の規定により使用料を減免する基準及び割合は、次に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別な事由があると認めるとき 市長が定める額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下この項、第13条、第19条及び第24条において同じ。)に提出しなければならない。

3 条例第15条の規定に基づき市長が定める基準については、第1

(利用時間の超過)

第10条 指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、利用時間の超過を許可することができる。

2 超過時間の利用料金は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

(附属設備及び冷暖房設備の利用料金)

第11条 附属設備の利用料金の額は、別表第1のとおりとする。

2 冷暖房設備の利用料金の額は、別表第2のとおりとする。

(利用料金の減免)

第12条 条例第14条の規定により利用料金を減免する基準及び割合は、次に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が特別な事由があると認めるとき 指定管理者が定める額

2 前項の利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

項の規定を準用する。

(使用料の還付)

第13条 条例第16条ただし書の規定により市長が特別の理由があると認めて使用料を還付する場合は、次に定めるとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が認める額

(利用の許可の申請)

第16条 条例第7条第1項の規定により広場の利用の許可を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第17条 第3条から第6条まで、第8条及び第12条の規定は、広場に係る利用の許可、申請の取消し等、利用許可の取消し等、事前打合せ、利用期間の制限及び使用料の減免に準用する。

(附属設備の使用料)

第18条 附属設備の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(使用料の還付)

第19条 条例第16条ただし書の規定により市長が特別の理由があ

(利用料金の還付)

第13条 条例第15条ただし書の規定により指定管理者が特別の理由があると認めて利用料金を還付する場合は、次に定めるとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき 指定管理者が認める額

(利用の許可の申請)

第16条 条例第7条第1項の規定により広場の利用の許可を受けようとする者は、申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第17条 第3条から第6条まで、第8条及び第12条の規定は、広場に係る利用の許可、申請の取消し等、利用許可の取消し等、事前打合せ、利用期間の制限及び利用料金の減免に準用する。

(附属設備の利用料金)

第18条 附属設備の利用料金の額は、別表第1のとおりとする。

(利用料金の還付)

第19条 条例第15条ただし書の規定により指定管理者が特別の理

ると認めて使用料を還付する場合は、次に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が認める額

#### 第4章 駐車場

(駐車場使用料の上限)

第22条 条例別表第2の規則で定める額は、1,200円とする。

(駐車場使用料の減免)

第23条 条例第20条で規定する必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる自動車について、駐車場の使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、利用料金。以下同じ。)の基本料金分を免除する。

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する1級から3級までの身体障がい者手帳(ただし、下肢障がいがある者にあつては4級までの身体障がい者手帳)の交付を受けた者が、運転し、又は同乗する自動車

(イ) 福岡県療育手帳交付要綱(昭和49年2月1日施行)に規定する療育手帳(A判定)の交付を受けた者が、運転し、又は同

由があると認めて利用料金を還付する場合は、次に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき 指定管理者が認める額

乗する自動車

(ウ) 精神保健及び精神福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する1級から3級までの精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者が、運転し、又は同乗する自動車

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が減免すべき正当な理由があると認める場合

2 条例第21条の規定に基づき市長が定める基準については、前項の規定を準用する。

(料金前払式カードの発行)

第24条 市長は、条例第18条第2項の規定により料金前払式カードを発行するものとする。

(駐車券の交付等)

第25条 駐車場を利用しようとする者(以下「駐車場利用者」という。)は、自動車を入庫するときに駐車券の交付を受けなければならない。

2 駐車場利用者が、自動車を出庫させるときは、前項の規定により交付を受けた駐車券を返還しなければならない。

(駐車時間)

第26条 条例別表第2に規定する時間制料金を算出するための駐車時間は、入庫の時に駐車券に打刻した時刻から出庫の時に打刻し

た時刻までの時間とする。

(徴収期限)

第27条 条例第19条第2項の規定による料金の徴収は、当該月分を請求した日から10日以内に徴収しなければならない。

(構造上駐車できない自動車)

第28条 条例第24条第1号に規定より駐車させることができない自動車とは、原則として幅2.0メートル、長さ5.0メートル及び高さ2.1メートルを超える自動車とする。

(駐車券を紛失した場合の手続)

第29条 第25条第1項の規定により駐車券の交付を受けた者が、当該駐車券を紛失した場合は、駐車券紛失届を教育委員会に提出しなければならない。ただし、遅滞なくその旨を教育委員会に申し出て、指示を受けることで届出に代えることができる。

2 前項に規定する駐車券紛失届の提出があったときは、教育委員会は、運転免許証その他の証拠書類等により自動車を駐車した者であることを確認した上、当該自動車を出庫させることができる。

(駐車場利用者の届出)

第30条 次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 駐車場の施設又は設備その他の物件を損傷し、又は滅失させたとき。

(2) 駐車場で利用者相互において事故が発生したとき。

(駐車場内の通行)

第31条 駐車場内の自動車通行については、道路交通関係法令に定めるところによるほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 場内は徐行すること。

(2) 出庫する自動車の通行を優先すること。

(3) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(4) 標識、標示及び駐車場管理者の指示に従うこと。

(出庫の拒否)

第32条 次の場合には、駐車した自動車の出庫を拒否することができる。

(1) 駐車場利用者が正当な理由なく駐車券を返還しないとき。

(2) 駐車場利用者が自動車を出庫させる場合に、所定の使用料(入出庫時間外使用料を含む。)を納付しないとき。

(3) 第30条各号に規定する届出をしないとき。

#### 第5章 雑則

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会

#### 第4章 雑則

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会

が定める。

別表第1(第11条、第18条関係)

附属設備使用料

部門	品名	単位	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 附属設備の使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回とした使用料とし、利用時間を超過したときの使用料は、1時間につき、使用料の3割増とする。ただし、1時間未満の時間は、1時間として計算する。
- 3 この表においてピアノ使用料には、調律料は含まない。
- 4 (略)

別表第2(第11条関係)

冷暖房使用料

室名	冷暖房料(1時間当たり)
(略)	(略)
室名	冷暖房料(1時間当たり)
(略)	(略)

が定める。

別表第1(第11条、第18条関係)

附属設備利用料金

部門	品名	単位	利用料金
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 附属設備の利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回とした料金とし、利用時間を超過したときの利用料金は、1時間につき、利用料金の3割増とする。ただし、1時間未満の時間は、1時間として計算する。
- 3 この表においてピアノ利用料金には、調律料は含まない。
- 4 (略)

別表第2(第11条関係)

冷暖房利用料金

室名	冷暖房料(1時間当たり)
(略)	(略)
室名	冷暖房料(1時間当たり)
(略)	(略)

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 (略)

備考

- 1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 (略)

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。